

証券コード 9628
平成27年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町三丁目6番1号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 古 内 耕太郎

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願い、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
公益社 千里会館 会場：まほろば

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第86期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

以上

- (お願い) *当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- *株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.san-hd.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が一巡し、個人消費は雇用・所得環境が着実に改善するもて底堅く推移しました。また、政府の経済・金融政策による株高・円安を背景に企業収益が改善するなかで設備投資は緩やかな増加基調となり、さらに原油価格下落の影響も加わり、経済は緩やかな回復基調を続けています。

葬祭市場においては、社会構造の変化に伴う葬儀の小型化傾向が顕著にあらわれ、消費者の価値観やニーズの多様化に対応した低価格、簡易型のパッケージ商品等による葬儀単価の下落傾向はあるものの、葬儀事業各社の営業施策により、葬儀周辺事業を含めた1件当たりの単価は下げ止まりの様相を呈しています。

一方、マスメディアでは「終活」に関するテーマがとりあげられ、各地で「終活セミナー」が開催されるなど、葬儀をはじめとするライフエンディング・ステージに対する社会的関心は高齢者層を中心に高まりをみせています。

超高齢社会に入り、長期にわたる安定的な葬儀需要が見込まれるため、葬祭業界では葬儀専用会館の新規出店が全国各地で相次いでおり、さらに、低価格・簡易型の葬儀に特化した事業者の攻勢等もあり、競争環境は厳しさを増しています。

このような環境のもと、当社グループでは、江坂会館（大阪府吹田市）、日吉会館（横浜市港北区）の2会館を新たにオープンするとともに、天神橋会館（大阪市北区）の建替えリニューアルに着手しました（平成27年6月オープン予定）。また、葬儀に関わる商品・サービスの付加価値の向上、葬儀セミナーの充実や事前相談体制の強化、葬儀後の各種サービスの拡充等、顧客価値の向上に努めました。さらにBPR（全体最適を実現するための業務プロセスおよび役割分担・組織体制の見直し）を継続し、主として葬儀サポート体制の効率化および全社的な要員管理の高度化を実現しました。

当連結会計年度におきましては、葬儀件数が過去最高となったうえに、葬儀単価の上昇も加わり営業収益は前連結会計年度比増収となりました。

費用については、人員コントロールによる生産性向上の結果として人件費は減少したものの、集客チャネルの開発および既存チャネルの強化施策等に係わる広告宣伝費等が増加したことにより営業費用は増加しました。

この結果、当連結会計年度（以下、当期）の営業収益は184億37百万円（前連結会計年度比（以下、前期比）2.1%増）、営業利益は20億18百万円（前期比23.2%増）、経常利益は20億21百万円（前期比24.7%増）、当期純利益は9億85百万円（前期比3.3%増）の増収増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である㈱公益社では、葬儀件数が前期比1.2%増加しました。主な要因は、競合環境の厳しい関西圏での一般葬儀の減少を、首都圏での大幅な増加により補ったことによるものです。

また、葬儀単価は前期比2.3%の上昇となりました。この要因は、首都圏での一般葬儀単価の上昇に加えて、関西圏の大規模葬儀単価の上昇によるものです。㈱公益社においては、消費者ニーズに基づいた付加価値の高い商品・サービスの開発、提供が葬儀単価の上昇に寄与していると考えます。

葬儀に付随する販売やサービスの提供においては、仏壇販売収入は減収となりましたが、返礼品販売収入は葬儀の小型化による会葬者数減少のなか顧客ニーズをとらえた商品の提案により増収となりました。

費用については、新規会館の出店および既存店の集客マーケティングに係る広告宣伝費等の営業費用が増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は155億93百万円（前期比2.9%増）となり、セグメント利益は12億42百万円（前期比68.8%増）となりました。

② 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙におきましては、葬儀単価は前期比0.8%の低下に止まりましたが、葬儀件数が8.2%減少したため減収となりました。

費用については、消耗備品費や水道光熱費の削減を中心に統制可能費が減少し、車両の入替えによる減価償却費等の固定費の増加を吸収しました。しかし、営業費用の減少額は、営業収益の減収をカバーするには至りませんでした。

この結果、当セグメントの売上高は13億21百万円（前期比8.9%減）となり、セグメント損失は37百万円（前期は29百万円の利益）となりました。

③ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおきましては、葬儀件数は前期比1.4%減少しましたが、葬儀単価が5.6%上昇したため増収となりました。

費用については、集客力強化の一環として折込み広告および各種セミナーの開催等を積極的に実施したことにより広告宣伝費等の営業費用が増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は12億10百万円（前期比5.3%増）となり、セグメント利益は1億47百万円（前期比20.3%増）となりました。

④ 持株会社グループ

持株会社グループの(株)燦ホールディングスにおきましては、会館新設の一方で、サポート部門等の既存施設内への集約により、(株)公益社からの不動産収入が減少しました。また、グループ会社からの配当金収入および業務受託収入が減少したため減収となりました。

費用については、一般管理費の人件費が減少した一方、新規会館建設および既存会館リニューアル決定による減価償却費等が増加したため、営業費用は増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は42億76百万円（前期比5.2%減）となり、セグメント利益は12億76百万円（前期比17.1%減）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、17億16百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(株)公益社	葬儀会館	新築工事等	3億75百万円
(株)公益社	葬儀会館	新築工事等	3億44百万円
(株)公益社	天神橋会館	新築工事等	2億90百万円
(株)公益社	江坂会館	新築工事等	2億41百万円
(株)公益社	日吉会館	新築工事等	2億12百万円

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は(株)公益社から12億20百万円、(株)タレイから1億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

① 基盤整備の完遂

前中期経営計画の主要課題であり、未完了の基盤整備を完遂する。特に、関西圏（㈱公益社大阪本社）の業務効率化やグループ全体の連携強化、生産性の向上を達成する。

② 営業所・会館のドミナント展開

主に㈱公益社の東西エリアを中心に毎年複数の営業所や会館を、低投資・低コストオペレーションで、ドミナント的に展開する。

③ 小規模葬儀市場への対応

直葬や低価格・簡易型の家族葬などの新たな葬儀ニーズに対応する。

④ ライフエンディング・ステージへの多角化による視点の変更

葬祭サービス業で築き上げたご遺族との信頼をベースに、ご遺族や高齢者層のライフエンディング・ステージにおける生活支援事業を開発・展開する。この多角化により、低減傾向にある「葬儀単価」に対して、「顧客単価」に視点を変えて事業展開することで更なる成長性を確保する。

⑤ 厚生年金基金積立不足問題への対応

平成26年2月25日開催の大阪府貨物運送厚生年金基金の代議員会において特例解散の方針が決議された。同基金の解散に伴い損失の発生が見込まれるが、現時点では合理的な金額の見積りができない。したがって、解散の議決および解散認可申請に向けた同基金の事業運営を引き続き注視していく。

5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

	平成24年3月期 第83期	平成25年3月期 第84期	平成26年3月期 第85期	平成27年3月期 第86期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	18,285	18,001	18,062	18,437
経常利益(百万円)	1,823	1,552	1,621	2,021
当期純利益(百万円)	918	804	953	985
1株当たり当期純利益	163円49銭	143円30銭	169円80銭	175円42銭
総資産(百万円)	26,172	26,445	26,231	26,734
純資産(百万円)	19,623	20,204	20,932	21,693
1株当たり純資産額	3,493円82銭	3,597円16銭	3,726円98銭	3,862円40銭

(2) 当社の財産および損益の状況

	平成24年3月期 第83期	平成25年3月期 第84期	平成26年3月期 第85期	平成27年3月期 第86期(当期)
営業収益(百万円)	4,222	4,526	4,509	4,276
経常利益(百万円)	1,138	1,505	1,540	1,276
当期純利益(百万円)	402	1,132	1,288	452
1株当たり当期純利益	71円60銭	201円70銭	229円32銭	80円63銭
総資産(百万円)	24,006	24,331	24,690	24,974
純資産(百万円)	19,192	20,101	21,164	21,392
1株当たり純資産額	3,417円8銭	3,578円83銭	3,768円17銭	3,808円80銭

(注) (第83期) 当社の当期純利益の減少は、特別損失に係る会社株式評価損を計上したためであります。

(第84期) 企業集団(当社および連結子会社の一部)は、転進支援制度導入に伴い、退職給付費用を計上いたしました。

(第85期) 企業集団および当社の当期純利益の増加は、特別利益に固定資産売却益を計上したためであります。

(第86期) 当社の当期純利益の減少は、特別損失に係る会社株式評価損および移転損失引当金繰入額を計上したためであります。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社公益社	100	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業および患者用寝台自動車運送事業、返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業
エクセル・サポート・サービス株式会社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業
株式会社葬仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株式会社タルイ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業

7. 企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 儀 事 業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売
運 送 事 業	霊柩運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ の 他 の 事 業	不動産事業

平成27年 3月31日現在

名 称	所 在 地
エクセル・サポート・サービス株式会社 なごみ庵 きたはま 伊丹 店 なごみ庵 きたはま 瓜破 店 なごみ庵 きたはま 四條畷 店	兵 庫 県 伊 丹 市 大 阪 市 平 野 区 大 阪 府 四 條 畷 市
株式会社 葬 仙 鳥 取 ホ 一 ル 吉 方 ホ 一 ル 岩 美 ホ 一 ル 米 子 葬 祭 会 館 福 米 ホ 一 ル 安 倍 ホ 一 ル 境 港 子 ホ 一 ル 余 子 葬 祭 会 館 松 津 葬 一 ル 比 津 雲 ホ 一 ル 東 出 雲 ホ 一 ル 安 来 ホ 一 ル	鳥 取 県 鳥 取 市 鳥 取 県 鳥 取 郡 鳥 取 県 米 子 市 鳥 取 県 米 子 市 鳥 取 県 境 港 市 鳥 取 県 境 港 市 鳥 取 県 根 松 市 鳥 取 県 根 松 市 鳥 取 県 安 来 市
株式会社 タ ル イ 本社・メモリアルギャラリー 仏壇展示場 タ ル イ 会 館 大 蔵 谷 タ ル イ 会 館 新 大 明 タ ル イ 会 館 大 魚 久 保 タ ル イ 会 館 土 魚 住 タ ル イ 会 館 土 長 坂 山 タ ル イ 会 館 舞 舞 寺 タ ル イ 会 館 神 戸 子 タ ル イ 会 館 東 加 古 西 川	兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 神 戸 市 垂 水 区 神 兵 庫 市 西 加 古 川 市

9. 企業集団および当社の使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
公益社グループ	540名 (585名)	34名減
葬仙グループ	39名 (59名)	6名減
タイルイグループ	37名 (36名)	2名増
持株会社グループ	49名 (0名)	4名減
合計	665名 (680名)	42名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	4名減	47.8歳	8年3ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であります。

10. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	470
株式会社三菱東京UFJ銀行	252
日本生命保険相互会社	220
株式会社みずほ銀行	195
三井住友信託銀行株式会社	185
株式会社池田泉州銀行	24
株式会社山陰合同銀行	15

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,616,612株（自己株式465,396株を除く）
 (3) 株主数 5,226名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	365,000	6.50
株式会社公益社（京都）	305,700	5.44
銀泉株式会社	279,700	4.98
有限会社ブライト・ウェイ	200,000	3.56
久後豊子	177,200	3.15
久後陽子	159,803	2.85
久後吉孝	159,800	2.85
久後隆司	156,600	2.79
日本生命保険相互会社	144,000	2.56
播島幹長	140,703	2.51

- (注) 1. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
2. 当社は、自己株式465,396株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

平成27年3月31日現在

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小西幸治	取締役会長	(株)公益社 取締役会長
古内耕太郎	代表取締役社長	(株)公益社 代表取締役社長
播島聡	代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当	(株)公益社 代表取締役副社長 (株)葬仙 代表取締役社長
野呂裕一	代表取締役副社長	(株)公益社 代表取締役副社長
播島幹長	取締役相談役	(株)公益社 取締役相談役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役
棚橋康郎	取締役	(株)村田製作所 社外取締役 横河電機(株) 社外取締役 (株)公益社 監査役
三神明	常勤監査役	(株)公益社 監査役
森野實彦	※監査役	弁護士 東和薬品(株) 社外監査役 (株)公益社 監査役
秋山哲	※監査役	経済学博士（同志社大学）
榎本圭吾	※監査役	税理士

- (注) 1. 取締役棚橋康郎氏は、社外取締役であります。
2. ※印は社外監査役であります。
3. 監査役榎本圭吾氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役棚橋康郎および監査役森野実彦、秋山 哲、榎本圭吾の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 名	226,505千円
監 査 役	4 名	25,960千円
合 計	10名	252,465千円

- (注) 1. 役員報酬限度額は、取締役が年額350,000千円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内(ただし、100,000千円を上限とする。)とする変動枠の合計額以内、監査役は年額50,000千円であります。
2. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の総額は20,225千円であります。
3. 上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額60,500千円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
棚 橋 康 郎 取締役	株式会社インターネットイニシアティブ	社外取締役	当社と株式会社インターネットイニシアティブの間には重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社村田製作所		当社と株式会社村田製作所の間には重要な取引その他の関係はありません。
	横河電機株式会社		当社と横河電機株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。
森 野 實 彦 監査役	東和薬品株式会社	社外監査役	当社と東和薬品株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

氏名	主な活動状況
棚橋康郎 取締役	当期開催の取締役会20回のうち17回に出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。
森野實彦 監査役	当期開催の取締役会20回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
秋山 哲 監査役	当期開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会18回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験および経済学博士としての専門的見地からの発言を行っております。
榎本圭吾 監査役	当期開催の取締役会20回のうち19回に出席し、また、当期開催の監査役会18回のうち16回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

平成18年6月28日開催の第77期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役および社外監査役の責任限定契約)

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務
（監査証明業務）についての報酬等の額 | 34,200千円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
- ② 取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築する。
- ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
- ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ全体の取組みとして、当社およびグループ各社の業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
- ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
- ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理を実施する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社およびグループ各社の取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。
- ③ 当社の内部監査部署は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の同意を得た上で、取締役が決定する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告することとする。なお、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

- ① 経営会議で決議された事項
- ② 当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令違反・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、監査役会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、①事業に携わる人材、②立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、③葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、④長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、および⑤企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力などからなると考えております。その中で最も大切なものは「人」そのものであり、これこそが企業価値の主要な源泉と認識しております。

当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。具体例として、《エンバーミング（遺体衛生保全）》による新たな顧客満足の創造、葬祭ディレクター養成のための研修プログラムの構築を挙げるすることができます。

平成21年4月には、予想される社会環境および顧客、競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念（注）を再定義いたしました。

（注）経営理念とは、

「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」
であります。

当社グループのコア・コンピタンスすなわち、お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材こそが、競合他社に対する持続的優位性であると考えており、儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、①個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、②お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。これにより、社員の内発的動機を高め、先に述べた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指してまいります。

こうした、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同

の利益の最大化につながるものと考えております。

新中期経営計画（平成25年度～平成27年度）においては、引き続き理念と行動規範の浸透に取り組むとともに、前中期経営計画で未完了の基盤整備を完遂いたします。さらに、平成21年4月に策定したビジョンを見直し、従来からのコア・コンピタンスである「ホスピタリティサービス」を進化させつつ、東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大やライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化などの顧客価値の提供を中長期的に目指します。

また、企業集団の形成としては、平成16年10月1日から持株会社体制へ移行し、これまでに葬祭会社2社を完全子会社化いたしました。

今後も、社会の変化に伴う経営環境の変化に対して積極的に適応し、グループの発展をより力強いものとしていく企業集団であり続けたいと考えております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンス強化・充実のため、平成10年から執行役員制度および取締役と執行役員について業績連動報酬制度を導入し、平成13年の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、意思決定の迅速化と経営責任の明確化を図るとともに、平成18年5月の取締役会において決定した、内部統制システム構築の基本方針の下、「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を制定し、コンプライアンス委員会によりこれを周知徹底し、体制の維持・向上を図っております。そして、平成22年6月から社外取締役を選任することにより、客観的かつ専門的な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。

当社は、これらのことを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第84期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、またはb. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の勧告することもできるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を

下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(2)①に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方

針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(2)②に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第84期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、独立社外者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,974,550	流動負債	2,991,654
現金及び預金	3,760,524	営業未払金	761,546
営業未収入金	649,167	短期借入金	15,000
商品及び製品	121,689	1年内返済予定の長期借入金	176,947
原材料及び貯蔵品	25,277	リース債務	67,508
繰延税金資産	270,418	未払金	391,564
未収還付法人税等	7,536	未払法人税等	527,133
その他	140,487	未払消費税等	355,529
貸倒引当金	△ 551	繰延税金負債	408
固定資産	21,759,759	賞与引当金	450,654
有形固定資産	19,317,073	役員賞与引当金	64,658
建物及び構築物	7,126,148	移転損失引当金	30,000
機械装置及び運搬具	29,216	資産除去債務	21,787
工具、器具及び備品	108,522	その他	128,916
土地	11,435,491	固定負債	2,049,054
リース資産	213,519	長期借入金	1,180,300
建設仮勘定	404,175	リース債務	157,858
無形固定資産	330,388	繰延税金負債	4,112
のれん	207,770	移転損失引当金	87,000
その他	122,617	退職給付に係る負債	144,006
投資その他の資産	2,112,297	資産除去債務	175,792
長期貸付金	431,057	長期預り金	178,264
繰延税金資産	197,758	長期未払金	121,720
不動産信託受益権	538,485	負債合計	5,040,709
差入保証金	675,507	純資産の部	
その他	286,600	科 目	金 額
貸倒引当金	△ 17,111	株主資本	21,693,600
資産合計	26,734,309	資本金	2,568,157
		資本剰余金	5,488,615
		利益剰余金	14,650,167
		自己株式	△ 1,013,340
		純資産合計	21,693,600
		負債及び純資産合計	26,734,309

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		18,437,228
営業費用		14,946,456
営業総利益		3,490,771
販売費及び一般管理費		1,472,588
営業利益		2,018,182
営業外収益		
受取利息	11,611	
受取配当金	4	
国庫補助金収入	11,148	
雑収入	28,615	51,379
営業外費用		
支払利息	19,749	
解体撤去費用	10,498	
固定資産圧縮損失	11,148	
雑損失	6,845	48,241
経常利益		2,021,319
特別利益		
固定資産売却益	768	768
特別損失		
固定資産除却損失	10,081	
減損損失	18,000	
移転損失引当金繰入額	117,000	145,081
税金等調整前当期純利益		1,877,006
法人税、住民税及び事業税	871,377	
法人税等調整額	20,359	891,736
少数株主損益調整前当期純利益		985,270
少数株主利益		-
当期純利益		985,270

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		2,568,157
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		5,488,615
利益剰余金	当期首残高		13,889,561
	当期変動額	剰余金の配当	△ 224,664
		当期純利益	985,270
	当期末残高		14,650,167
自己株式	当期首残高及び当期末残高		△ 1,013,340
株主資本合計	当期首残高		20,932,994
	当期変動額	剰余金の配当	△ 224,664
		当期純利益	985,270
	当期末残高		21,693,600
純資産合計	当期首残高		20,932,994
	当期変動額	剰余金の配当	△ 224,664
		当期純利益	985,270
	当期末残高		21,693,600

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結されております。

当該連結子会社は、(株)公益社、エクセル・サポート・サービス(株)、(株)葬仙、(株)タルイの4社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
定額法
- ④ 長期前払費用
定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 移転損失引当金
当社および連結子会社の事業所等の移転に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社および連結子会社の一部は、転進支援制度について、退職給付に係る期末要支給額に過去実績により合理的に算定した利用見込率を乗じた金額を退職給付債務とし、連結子会社のうち1社は、退職一時金制度について、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 土地信託の会計処理の方法
信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。
なお、収益および費用の認識基準としては発生基準によっております。
- (6) 消費税等の会計処理の方法
税抜き方式によっております。
- (7) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外費用「雑損失」に含めて表示しておりました「解体撤去費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「解体撤去費用」は4,973千円であります。

(会計上の見積りの変更)

当社および連結子会社の一部は、当連結会計年度において、「公益社 西宮山手会館」および「公益社 天神橋会館」他の建替え等を決議いたしました。当該建替え決議に伴い、利用不能となる当社および連結子会社の保有する資産については、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は66,791千円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,379,936千円
2. 偶発債務

当社および連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。これにより、同基金の解散に伴う損失の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため損失額を合理的に見積もることができません。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
葬 儀 会 館	大 阪 市 北 区	建 物	18,000

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当資産グループについては、「公益社 天神橋会館」を平成27年6月、同一敷地内に新築リニューアルオープンすることに伴い、当社および㈱公益社の大阪本社・本部機能等を現 天神橋会館へ移転・集約することを平成27年1月に決議したことにより、回収可能性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを4.8%で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式数	
普通株式	6,082,008
合 計	6,082,008

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	112,332	20	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通 株式	112,332	利益剰余金	20	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金の効率的運用を図るため、短期的な運転資金はグループ金融制度を運用しております。さらに、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,760,524	3,760,524	—
(2) 営業未収入金	649,167	649,167	—
(3) 長期貸付金	431,057	475,717	44,660
資産計	4,840,750	4,885,410	44,660
(1) 営業未払金	761,546	761,546	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 未払法人税等	527,133	527,133	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	1,357,247	1,372,943	15,696
負債計	2,660,926	2,676,623	15,696

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

当社グループでは、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、抵当権を設定しているものがほとんどであるため、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標を基とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金（期限前特約権の行使による期限前解約特約付借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,760,524	—	—	—
営業未収入金	649,167	—	—	—
長期貸付金	38,435	146,452	169,939	76,231

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	176,947	128,700	1,200	150,400	900,000

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府において、賃貸用オフィスビル（土地を含む）および賃貸用土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
870,282	△ 33,998	836,283	3,180,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、不動産信託受益権の減少(33,998千円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,862円40銭
2. 1株当たり当期純利益 175円42銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社および2社を除く連結子会社は大阪府貨物運送厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計基準第33項の例外処理を行う制度であります。また、当社および2社を除く連結子会社は確定拠出年金制度および転進支援制度を設けております。

さらに、連結子会社のうち1社は中小企業退職金共済制度に加入しており、他の1社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

転進支援制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計上しております。

(2) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、195,721千円であります。

① 複数事業主制度の直近の積立状況（平成26年3月31日現在）

年金資産の額	94,600,142千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	159,833,922千円
<u>差引額</u>	<u>△65,233,779千円</u>

② 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（平成26年3月分）

3.3%

(注) 大阪府貨物運送厚生年金基金は、平成26年2月25日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。

(3) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	137,901千円
退職給付費用	28,676千円
退職給付の支払額	12,139千円
未払金への振替額	10,432千円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>144,006千円</u>

② 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	144,006千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>144,006千円</u>
<u>退職給付に係る負債</u>	<u>144,006千円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>144,006千円</u>

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,676千円
----------------	----------

(4) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、29,083千円であります。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,739,975	流動負債	1,962,769
現金及び預金	1,546,489	営業未払金	392
原材料及び貯蔵品	291	短期借入金	1,370,000
前払費用	84,775	1年内返済予定の長期借入金	170,000
繰延税金資産	45,821	リース負債	12,189
短期貸付金	40,000	未払費用等	49,610
その他	22,598	未払消費税等	8,347
固定資産	23,234,582	未払法人税等	121,598
有形固定資産	18,532,712	未払消費税	53,868
建物	6,534,016	預り金	9,360
構築物	145,410	賞与引当金	38,676
機械及び装置	8,495	役員賞与引当金	60,500
工具、器具及び備品	31,827	移転損失引当金	30,000
土地	11,382,960	資産除去債務	21,787
リース資産	25,825	その他	16,438
建設仮勘定	404,175	固定負債	1,619,217
無形固定資産	108,952	長期借入金	1,177,500
借地権	19,500	リース負債	14,831
ソフトウェア	60,805	退職給付引当金	4,496
電話加入権	28,646	移転損失引当金	87,000
投資その他の資産	4,592,917	資産除去債務	118,670
関係会社株式	2,684,585	長期未払金	120,720
出資金	1,270	その他	96,000
長期貸付金	423,621	負債合計	3,581,986
従業員に対する長期貸付金	463	純資産の部	
長期前払費用	152,188	科 目	金 額
繰延税金資産	116,281	株 主 資 本	21,392,571
不動産信託受益権	538,485	資 本 金	2,568,157
保険積立金	28,758	資 本 剰 余 金	5,488,615
差入保証金	619,862	資 本 準 備 金	5,488,615
その他	27,400	利 益 剰 余 金	14,349,138
資産合計	24,974,558	利 益 準 備 金	225,639
		その他利益剰余金	14,123,498
		配当平均積立金	230,000
		固定資産圧縮積立金	203,098
		別途積立金	8,433,992
		繰越利益剰余金	5,256,407
		自己株式	△ 1,013,340
		純資産合計	21,392,571
		負債及び純資産合計	24,974,558

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		4,276,940
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	1,871,995	
一 般 管 理 費	1,110,400	2,982,396
営 業 利 益		1,294,544
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,398	
受 取 和 解 金	4,500	
雑 収 入	6,004	21,902
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,131	
社 債 利 息	6,570	
解 体 撤 去 費 用	10,271	
雑 損 失	5,269	40,242
経 常 利 益		1,276,204
特 別 利 益		
規 定 損 害 金 収 入	3,692	3,692
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,157	
減 損 損 失	18,000	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	378,000	
移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	117,000	517,157
税 引 前 当 期 純 利 益		762,739
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	332,730	
法 人 税 等 調 整 額	△22,877	309,853
当 期 純 利 益		452,886

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		2,568,157
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高及び当期末残高		5,488,615
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		225,639
その他利益剰余金			
配当平均積立金	当期首残高及び当期末残高		230,000
固定資産圧縮積立金	当期首残高		192,970
	当期変動額	税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加	10,127
	当期末残高		203,098
別途積立金	当期首残高及び当期末残高		8,433,992
繰越利益剰余金			
	当期首残高		5,038,313
	当期変動額	剰余金の配当 税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加	△ 224,664 △ 10,127
		当期純利益	452,886
	当期末残高		5,256,407
自己株式	当期首残高及び当期末残高		△ 1,013,340
株主資本合計			
	当期首残高		21,164,350
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△ 224,664 452,886
	当期末残高		21,392,571
純資産合計			
	当期首残高		21,164,350
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△ 224,664 452,886
	当期末残高		21,392,571

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 18～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 7～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- | | |
|--|--|
| (4) 長期前払費用 | 定額法 |
| 3. 引当金の計上基準 | |
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| (4) 移転損失引当金 | 当社および連結子会社の事業所等の移転等に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。 |
| (5) 退職給付引当金 | 従業員の転進支援金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末要支給額に過去の実績により合理的に算定した利用見込率を乗じた金額）に基づき計上しております。 |
| 4. 土地信託の会計処理の方法 | |
| 信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。 | |
| なお、収益および費用の認識基準としては発生基準によっております。 | |
| 5. 消費税等の会計処理の方法 | |
| 税抜き方式によっております。 | |

（表示方法の変更）

損益計算書

前事業年度において、営業外費用「雑損失」に含めて表示しておりました「解体撤去費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「解体撤去費用」は4,883千円であります。

（会計上の見積りの変更）

当社は、当事業年度において、「公益社 西宮山手会館」および「公益社 天神橋会館」他の建替え等を決議いたしました。当該建替え決議に伴い、利用不能となる当社の保有する資産については、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費は65,596千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,677,230千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
金銭債権 58,375千円
金銭債務 1,373,234千円
3. 保証債務
銀行借入金に対する保証債務
(榊仙) 15,000千円
4. 偶発債務

当社が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の協議会において特例解散の方針を決議いたしました。これにより、同基金の解散に伴う損失の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため損失額を合理的に見積もることができません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
営業収益 3,941,098千円
営業費用 13,709千円
営業取引以外の取引高 8,912千円
2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
葬 儀 会 館	大 阪 市 北 区	建 物	18,000

当社は、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当資産グループについては、「公益社 天神橋会館」を平成27年6月、同一敷地内に新築リニューアルオープンすることに伴い、当社および(株)公益社の大阪本社・本部機能等を現 天神橋会館へ移転・集約することを平成27年1月に決議したことにより、回収可能性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを4.8%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式	
普 通 株 式	465,396
合 計	465,396

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金	12,770千円
未払事業税等	11,495千円
移転損失引当金	9,905千円
資産除去債務	7,193千円
未払費用	2,592千円
その他	1,863千円
繰延税金資産合計	<u>45,821千円</u>

(2) 固定の部

繰延税金資産

減損損失	457,992千円
子会社株式	260,680千円
長期未払金	38,903千円
資産除去債務	38,243千円
移転損失引当金	28,037千円
減価償却超過額	24,875千円
その他	14,844千円
繰延税金資産小計	863,577千円
評価性引当額	△613,287千円
繰延税金資産合計	250,289千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△96,545千円
資産除去費用	△30,709千円
その他	△6,753千円
繰延税金負債合計	△134,007千円

繰延税金資産（負債）の純額

116,281千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は15,089千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、会館用建物、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	佛公益社	所有 直接 100%	土地・建物の賃貸 役員の兼任 経営指導・事務管理 等の受託 グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用	賃貸料の受取 (注) 1	2,150,371	—	—
				経営指導・事務 受託料等の受取 (注) 2	722,956	—	—
				資金の借入 (注) 3	507,397 (注) 4	短期借入金	1,220,000

取引金額には消費税等を含めておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 建物・土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、1年ごとに交渉のうえ、賃貸料金額を決定しております。
2. 経営指導・事務受託等については、役員兼務および事務受託業務等の内容に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限は原則3ヶ月後としております。ただし、期間中であっても、双方協議のうえ、追加の借入、若しくは返済、または貸付けを行えることとしております。なお、担保は提供しておりません。
4. 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,808円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 80円63銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

(連結貸借対照表に関する注記) 2. 偶発債務に記載されているとおり、会社及び連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会で特例解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

(貸借対照表に関する注記) 4. 偶発債務に記載されているとおり、会社が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会で特例解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第86期事業年度の取締役会の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、その会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘する事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

燦ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	三	神	明	印
社外監査役	森	野	實彦	印
社外監査役	秋	山	哲	印
社外監査役	榎	本	圭吾	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績や財政状況、中期的な事業拡大のための戦略投資等を勘案し、持続可能で安定的な利益配分を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、112,332,240円となります。
これにより、中間配当（1株につき20円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき40円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社および当社子会社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款第32条第2項の一部を変更するものであります。
なお、定款第32条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理およびこれに関連する業務</p> <p>(1) } } (条文省略) (32) }</p> <p>(新設)</p> <p><u>(33)</u> 上記(1) から(32)までに附帯または関連する一切の事業</p> <p>2. } 3. } (条文省略) 4. }</p> <p>(新設)</p> <p><u>5.</u> 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) } } (現行どおり) (32) }</p> <p><u>(33) 納骨堂の販売および運営管理</u></p> <p><u>(34)</u> 上記(1) から(33)までに附帯または関連する一切の事業</p> <p>2. } 3. } (現行どおり) 4. }</p> <p><u>5. 納骨堂の販売および運営管理</u></p> <p><u>6.</u> 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、<u>社外取締役および社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、<u>社外取締役および社外監査役の賠償責任の限度額は、いずれも100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の賠償責任の限度額は、いずれも100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>はり しま まさ のぶ 播 島 幹 長 (昭和11年1月2日生)</p>	<p>昭和53年1月 当社入社 昭和62年11月 当社取締役総務部長 平成2年6月 当社常務取締役管理本部長 平成6年5月 当社常務取締役営業本部長兼運輸本部長 平成6年6月 当社代表取締役専務営業本部長兼運輸本部長 平成6年7月 当社代表取締役専務 平成10年6月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社代表取締役会長 平成25年6月 当社取締役相談役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社公益社 取締役相談役</p>	140,703株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	こにしこうじ 小西幸治 (昭和22年10月30日生)	昭和45年4月 近畿日本鉄道株式会社入社 昭和59年2月 当社入社 平成3年4月 当社経営企画室長 平成6年6月 当社取締役経営企画室長 平成10年6月 当社常務取締役経営企画室長 平成11年11月 当社代表取締役社長室長 平成13年12月 当社常務取締役管理担当 平成16年6月 当社専務取締役管理担当 平成18年4月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役副会長 平成25年6月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社 公益社 取締役会長	111,001株
3	ふるうちこうたろう 古内耕太郎 (昭和38年10月13日生)	昭和62年4月 AFLAC(アメリカンファミリー生命保険会社)入社 平成11年10月 同社e-インシュアランス企画室長 平成12年5月 同社グループ会社 アフラックダイレクトドットコム株式会社(現アフラック保険サービス株式会社)常務取締役兼COO 平成16年2月 AIG株式会社入社 顧客戦略本部マーケティング部長 平成17年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役首都圏担当兼マーケティング戦略部長 平成18年6月 当社常務取締役首都圏担当兼マーケティング戦略部長兼東京支店長 平成19年6月 当社専務取締役首都圏担当、人事・情報システム担当、マーケティング戦略部長兼東京支店長 平成20年4月 当社専務取締役首都圏担当、人事・情報システム担当兼東京支店長 平成20年6月 当社取締役副社長人事・情報システム担当 平成21年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社 公益社 代表取締役社長	35,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	はり しま さとし 播 島 聡 (昭和37年9月25日生)	昭和62年4月 株式会社リクルートコンピュータプリント(現株式会社リクルートコミュニケーションズ)入社 平成11年4月 当社入社 平成15年10月 当社大阪営業部付部長 平成17年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 平成19年6月 当社常務取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 平成20年6月 当社常務取締役購買管理担当 平成21年4月 当社常務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当 平成21年6月 当社専務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当 平成22年4月 当社専務取締役購買担当 平成23年4月 当社専務取締役役人事・購買担当 平成23年6月 当社取締役副社長人事・購買担当 平成23年10月 当社取締役副社長人事担当 平成25年4月 当社取締役副社長 平成25年6月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当 平成27年4月 当社代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社公益社 代表取締役副社長 株式会社葬仙 代表取締役社長	40,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	の 野 呂 裕 一 (昭和37年8月30日生)	昭和61年4月 アメリカンライフインシュア ランスカンパニー入社 平成6年7月 A I Gマーケティング出向 (A I G株式会社) 平成13年4月 A I Gスター生命株式会社出 向 平成16年6月 アメリカンライフインシュア ランスカンパニー顧客戦略統 括部長 平成18年4月 当社入社、執行役員マーケ ティング戦略部付部長 平成19年6月 当社取締役マーケティング戦 略部付部長 平成20年4月 当社取締役マーケティング戦 略部長 平成20年6月 当社常務取締役マーケティン グ戦略部長兼東京支店長 平成21年4月 当社常務取締役情報システム 担当マーケティング戦略部長 兼東京支店長 平成21年6月 当社専務取締役情報システム 担当マーケティング戦略部長 兼東京支店長 平成22年4月 当社専務取締役情報システ ム・マーケティング戦略担当 平成23年6月 当社取締役副社長情報システ ム・マーケティング戦略担当 平成25年4月 当社取締役副社長 平成25年6月 当社代表取締役副社長 平成27年4月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス 担当(現任) (重要な兼職の状況) 株 式 会 社 公 益 社 代 表 取 締 役 副 社 長	21,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
6	たな はし やす ろう 棚 橋 康 郎 (昭和16年1月4日生)	昭和38年4月 富士製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)入社 平成7年6月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)取締役エレクトロニクス・情報通信事業部長 平成9年4月 同社常務取締役エレクトロニクス・情報通信事業、新素材事業、シリコンウエーハ事業、LSI事業管掌 平成12年4月 新日鉄情報通信システム株式会社(現新日鉄住金ソリューションズ株式会社)代表取締役社長 平成15年4月 同社代表取締役会長 平成16年6月 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役(現任) 平成17年6月 株式会社村田製作所社外取締役(現任) 平成19年6月 横河電機株式会社社外取締役(現任) 平成21年9月 株式会社公益社監査役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役 株式会社村田製作所 社外取締役 横河電機株式会社 社外取締役 株式会社公益社 監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 棚橋康郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は棚橋康郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
 経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、社外取締役として棚橋康郎氏の選任をお願いするものであります。
- (2) 棚橋康郎氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって5年であります。

- (3) 棚橋康郎氏は現在、当社の子会社である株式会社公益社の監査役であります。
- (4) 当社は棚橋康郎氏との間で当社定款に基づき責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
- その契約の概要は、次のとおりであります。
- 取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

第4号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ないとうみつあき 内藤光昭 (昭和29年12月18日生)	昭和52年4月 三洋電機株式会社入社 平成10年4月 三洋電機貿易株式会社 財務部経理グループ担当部長 平成14年9月 三洋セールスアンドマーケティング株式会社 取締役経営企画室長 平成18年7月 三洋電機株式会社 財務本部副本部長 平成20年4月 同社執行役員 内部統制推進室長 平成23年6月 同社執行役員 内部統制推進室長兼監査担当	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	はら だ まさ とし 原 田 雅 俊 (昭和30年2月9日生)	昭和52年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成15年6月 同社労政グループ グループマネージャー 平成20年4月 同社役員 人事・総務・保信担当 平成20年6月 同社取締役 平成21年4月 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事(現任) 平成22年4月 パナソニック株式会社 常務取締役 平成23年4月 同社常務取締役 関西代表 平成24年6月 同社常務役員 関西代表 平成26年6月 株式会社公益社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事 株式会社公益社 監査役	0株
3	たか はし ひで あき 高 橋 秀 彰 (昭和40年8月31日生)	昭和63年4月 川鉄建材工業株式会社(現JFE建材株式会社)入社 平成5年10月 瑞穂監査法人入所 平成8年6月 辻井稔税理士事務所入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成10年5月 税理士登録 平成10年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成16年10月 高橋秀彰総合会計士事務所設立 同所代表(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	たむら しげる 田村 茂 (昭和36年10月8日生)	昭和60年4月 株式会社横浜銀行入行 平成12年6月 株式会社メンバーズ入社 経営管理部長兼公開準備室長 平成12年8月 同社管理担当取締役(CFO) 平成14年9月 株式会社アプリックス入社 経営管理本部長(CFO) 平成15年6月 オリックス株式会社入社 投資銀行本部プリンシパルイン ベストメント バイスプレ ジデント 平成17年8月 医療産業株式会社(現株式会 社M I Cメディカル) 入社 上席執行役員社長室長 平成18年8月 同社取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成26年10月 同社取締役会長 平成27年5月 株式会社メディアドゥ社外監 査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社メディアドゥ 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内藤光昭、原田雅俊、高橋秀彰、田村 茂の各氏は、社外監査役候補者であります。
3. 内藤光昭、原田雅俊、高橋秀彰、田村 茂の各氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由ならびに社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由
- ① 内藤光昭氏につきましては、同氏が培われた経理・内部統制分野での豊富な経験と幅広い知識を、当社の経営全般の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 原田雅俊氏につきましては、同氏が長年会社経営者として培われた知識と経験を、当社の経営全般の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ③ 高橋秀彰氏につきましては、同氏が長年、公認会計士および税理士として培われた知識と経験を、当社の経営全般の監査体制の強化に活かしていただきたくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- ④ 田村 茂氏につきましては、同氏が長年会社経営者として培われた知識と経験を、当社の経営全般の監査体制の強化に活かしていただきたくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 原田雅俊氏は現在、当社の子会社である株式会社公益社の監査役であります。
6. 監査役との責任限定契約について
内藤光昭、原田雅俊、高橋秀彰、田村 茂の各氏が選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
その契約の概要は、次のとおりであります。
監査役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

以 上

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーより送迎バスをご用意しておりますのでご利用ください。

定時株主総会会場のご案内 (燦ホールディングス株式会社)

会場 公益社 千里会館 (まほろば)
住所 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
TEL 06-6832-0034
FAX 06-6831-7984

